《21世紀COEプログラム》 研究拠点形成費補助金(研究拠点形成費)取扱要領 (平成14年度版(抄))

5.補助金の経理管理

(4)補助対象経費・使用上の注意

本補助金の補助対象経費及びその内訳は、以下の表のようになります。

補助対象経費	内訳
設備備品費	設備備品費
旅費	国内旅費、外国旅費、外国人招へい等旅費
人件費	手当、諸謝金、賃金
事業推進費	消耗品費、借料・損料、土地(建物)借料、 印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、雑役務 費、会議費、委託費、招へい外国人滞在費
その他	その他文部科学大臣が認めた経費

各補助対象経費の使用上の注意点は、次のとおりとなります。

【設備備品費】

「設備備品費」は、その性質及び形状を変ずることなく比較的長期の使用に耐えるもの(雑誌等を除き図書を含む)の購入、製造、改造、修理又は据付等に必要な経費です。なお、1品又は1組の購入価格が5万円未満の設備備品は、消耗品費として取り扱って差し支えありません。

設備備品には、研究拠点形成費補助金により購入したものである旨を記し、備品番号をつけるなど適正に管理してください。

設備備品の据付等に必要な経費としては、以下のようなものが考えられます。

設備備品を建物に取り付け、固定するために必要な経費

設備備品を設置し、調整するために必要な経費

設備備品の設置に必要な床の補強や防振材の取付けに必要な経費

設備備品の稼働に必要な電源の新設や、ガス、水道、排気、排水の配管に必要 な経費

なお、これらは経費の混同使用(P10参照)等に注意し、また、施設等の改修を伴うものについては、特に事業者と大学の事務局との間で十分に協議の上で行うようにしてください。

本補助金で購入した設備備品は、当該設備備品等の減価償却期間が経過するまでは、 文部科学大臣の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交 換し、貸し付け、又は担保に供することはできません。

本補助金は、物品購入を目的とするものではないため、設備備品費は、原則として、 各年度に申請する補助金額の90%を超えないようにしてください。90%を超える ような申請が必要な場合には、「経費使途理由書」(提出要領「別紙様式(五)」参照) を交付申請時に提出してください。

【旅費】

本補助金は、適正化法等が適用されるため、以下のような取扱いが必要となります。 (本取扱いは、科学研究費補助金等と同様のものとなります。)

代表者、事業推進担当者又はその他の当該事業の遂行に関係する者(当該専攻等に関係する外国人招へい者、大学院生、研究支援者等)(以下「事業者等」という。)が事業を遂行するに当たり必要な旅費(国内旅費、外国旅費、外国人招へい等旅費)に限られます。

事業者等が出張等をする場合には、当該大学の旅行命令権者の旅行命令に基づき行うようにしてください。他の機関に所属する者に出張等を依頼する場合は、代表者(学長)から、出張等を行う者が所属する機関の長等(旅行命令権者)に対し、「出張依頼」を行ってください(別添3「出張等依頼書」参照)。また、出張等を行う者が機関に所属していない場合には、代表者は本人に対して出張等を依頼するようにしてください。

なお、学生等に資料収集等の協力を依頼した場合の経費については、資料収集等の 謝金に旅行に要した実費を加え、「謝金」として支出するようにしてください。ただ し、出張依頼に基づき、大学院生が出張を行う場合で、かつ、謝金を支出しない場合 には、旅費として取り扱って差し支えありません。

旅費を使用して出張等をした者は、当該出張等の日程、目的等を別添4「出張等報告(記録)書」を作成し、帳簿と一緒に保管するようにしてください。また、外国に居住する研究者の招へいを行う場合には、代表者又は拠点リーダーが、招へいの必要性、招へい研究者の事業遂行に果たす役割を記した書類(様式任意)を作成し、出張等報告(記録)書に添付してください。

旅費は、「国家公務員等の旅費に関する法律」(昭和25年4月30日法律第114号)及び「文部科学省所管旅費規則」(平成13年1月6日文部科学省訓令第27号)の規定に準じて算出するようにしてください。

また、具体的な算定方法については、時刻表、運賃表等を参照して、運賃の割引等がある場合は、その割引料金を適用するようにしてください。

なお、日当及び宿泊料は、原則として、表 1、表 2 の額を上限とします。なお、表中「職名等」に該当しない者に日当及び宿泊料を支払う場合は、本表に準じて適切な額となるようにしてください。

また、船舶を利用する場合等において、運賃に宿泊料、食事代等が含まれる場合は、 宿泊料等を二重に計上することがないよう注意してください。

特別な料金(のぞみ特別急行料金、グリーン料金、その他各交通機関で等級の区別がある場合の最下級以外の運賃等)については、原則として支給できません。ただし、社会通念に照らして、それらを利用することが相当と認められる場合においては、その理由を帳簿等に明記した上で、使用することができます。

交通手段、交通経路については、効率的かつ経済的なものを社会一般の常識に照らして選択してください。なお、航空賃の支給に当たっては、運賃を支払った額を証明する書類(領収書)を徴収してください。

出張先の地区内を異動するための電車代等の交通費は、日当から支出し、日当の額を超える場合は、日当を超える額のみ実費を支出してください。

外国旅費は、原則として概算払いとし、旅行終了後速やかに精算してください。その場合、運賃及び雑費については、領収書又は現地で適用されている運賃表など、支払った額を証明できる書類等を徴収してください。

勤務地域内を移動する場合の電車の交通費は、「旅費」としてではなく、「その他」として取り扱い、これに要した実費のみを支出してください。

国内旅費の算出 (特急料等:特急料、急行料、座席指定料)

国内旅費 = (運賃 + 特急料等) + (日当×日数) + (宿泊料×夜数)

運賃:補助事業者等の本邦内における出張及び出入国等のために要する旅客運 賃

特急料等:特急料は片道100km以上、急行料は片道50km以上の場合に

支給できます。

日当及び宿泊料:事業者等の本邦内における出張に要する日当及び宿泊料、又は任地を出発する日から本邦を出国する日までの日当及び宿泊料、並びに、本邦入国の翌日から任地に帰着する日までの日当及び本邦入国日から任地に帰着する日の前日までの宿泊料。原則として、表1の額を上限として支給することができます。

外国旅費(派遣)の算出

外国旅費 = (運賃 + 特急料等) + (日当×日数) + (宿泊料×夜数) + (支度料) + (雑費)

運賃:事業者等の本邦を出国する地から本邦へ入国する地までの運賃。本邦に 居住しない事業者等が、現地において研究活動等に参加する場合は、当 該者の運賃。

日当及び宿泊料:事業者等の本邦を出国する日から本邦へ入国する日までの日 当及び宿泊料。本邦に居住しない事業者等が、現地において研究活動 等に参加する場合は、当該者の日当及び宿泊料。

支度料: 1人につき 50,000 円(但し出張期間が14日以内の場合は 25,000 円) を上限として支出できます。ただし、出発する日以前1年以内に支度 料又はこれに類する経費を受けた者、他の目的の外国出張を中断して 参加する者及び外国在住の研究協力者等には支給できません。

雑 費:予防注射、旅券の交付手数料及び査証手数料並びに入出国税の実費等。 なお、外国在住の研究協力者に係るものは支給できません。

外国人招へい等旅費

外国人招へい等旅費 = 運賃 + (日当×日数) + (宿泊料×夜数)

運賃:招へい者の外国に居住する地から本邦に入国する地及び本邦の出国地から外国に居住する地までの運賃。

日当及び宿泊料:出発から入国日前日まで又は帰国日翌日から帰着までの日当 及び宿泊料。原則として、表 2 の額を上限として支給するこ とができます。

なお、招へい外国人の滞在費については、「旅費」ではなく「事業推進費」の中に計上してください。

《表1》国内旅費の日当及び宿泊料(単位:円)

職名	等	日	当	<u>宿</u>	地	i 乙	料地
教 助 教	授 授	2 , 6	0 0	13,	1 0 0	11,	8 0 0
講助 日本学術 特別研究員		2 , 2	0 0	10,	900	9 ,	800
大学	院 生	1 , 7	0 0	8 ,	7 0 0	7,	8 0 0

(備考) 甲地方とは宿泊地が次の場合をいい、乙地方とは甲地方以外をいう。

関 東:東京23区、八王子、立川、武蔵野、三鷹、府中、調布、町田、小金井、 国分寺、国立、狛江、多摩、稲城、西東京、さいたま、千葉、横浜、川

崎、横須賀、鎌倉、葉山

東 海:名古屋

京阪神:京都、大阪、堺、岸和田、豊中、池田、吹田、泉大津、高槻、貝塚、守 口、枚方、茨木、八尾、泉佐野、富田林、寝屋川、和泉、箕面、高石、

東大阪、神戸、尼崎、西宮、芦屋、伊丹、宝塚

九州:福岡

旅行者が同一地域において滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合にはその超える日数につ

いて定額の1割に相当する額、滞在日数60日を超える場合にはその超える日数について定額の2割に相当する額をそれぞれの定額から減額して支給。

《表2》外国旅費(派遣)の日当及び宿泊料(単位:円)

職	名	等	教授・	助 教 授	講 師 ·	助 手 会特別研究員)	大 学	院生
日当	日当・宿泊料の別		日当	宿泊料	日当	宿泊料	日当	宿泊料
出国する日から入国す		指定都市	7 ,200	22 ,500	6 ,200	19 ,300	5 ,300	16 ,100
る日ま	人国りまでの	甲地方	6 ,200	18 ,800	5 ,200	16 ,100	4 ,400	13 ,400
単価		乙地方	5 ,000	15 ,100	4 ,200	12 ,900	3 ,600	10 ,800
		丙 地 方	4 ,500	13 ,500	3 ,800	11 ,600	3 ,200	9 ,700
以同 に 32	指定都市	6 ,500	20 ,200	5 ,600	17 ,400	4 ,800	14 ,500	
上一に地	係る当	甲地方	5 ,600	16 ,900	4 ,700	14 ,500	4 ,000	12 ,100
な域 るに 場お	単 61 価 日	乙地方	4 ,500	13 ,600	3 ,800	11 ,600	3 ,200	9 ,700
合け	まで	丙 地 方	4 ,000	12 ,100	3 ,400	10 ,400	2 ,900	8 ,700
の滞ち	る 単 62 在 価 日	指定都市	5 ,800	18 ,000	5 ,000	15 ,400	4 ,200	12 ,900
日		甲地方	5 ,000	15 ,000	4 ,200	12 ,900	3 ,500	10 ,700
数 が 22	上に返	乙地方	4 ,000	12 ,100	3 ,400	10 ,300	2 ,900	8 ,600
32 日	係る	丙 地 方	3 ,600	10 ,800	3 ,000	9 ,300	2 ,600	7 ,800

(備考) 1日において、日当又は宿泊料の額が異なる地域を旅行した場合には、その額の多い方の旅行先の区分に掲げる額とします。

船舶又は航空機による旅行(外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。) の場合における日当の額は、丙地方につき定める定額とします。なお、本邦を出発 した日及び本邦に到着した日の日当の額は、丙地方につき定める定額とします。 指定都市、甲地方、乙地方、丙地方は以下のとおり。

〔指定都市〕 シンガポール、ロス・アンジェルス、ニュー・ヨーク、サン・フランシスコ、ワシントン、ジュネーヴ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブ・ダビー、ジェッダ、クウェイト、リアド及びアビジャン

(甲地方) 北米地域、欧州地域、中近東地域のうち、指定都市の地域以外の地域で、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、グルジア、クロアチア、スロヴァキア、スロヴェニア、タジキスタン、チェッコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、マケドニア旧ユーゴスラヴィア共和国、モルドヴァ、ユーゴースラヴィア、ラトヴィア、リトアニア、ルーマニア及びロシアを除いた地域

[乙地方] 指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域(本邦を除く。)

[丙地方] アジア地域(本邦を除く。)中南米地域、アフリカ地域、南極地域のうち、指定都市の地域以外の地域で、インドシナ半島(シンガポール、タイ、ミャンマー及びマレイシアを含む。)、インドネシア、大韓民国、フィリピン、ボルネオ及び香港並びにそれらの周辺の島しょを除いた地域

なお、各地域は以下のとおり。

< 北米地域 > 北アメリカ大陸(メキシコ以南の地域を除く。)、グリーンランド、ハ

ワイ諸島、バミューダ諸島及びグアム並びにそれらの周辺島しょ(西インド諸島及びマリアナ諸島(グアムを除く。)を除く。)

- < 欧州地域 > ヨーロッパ大陸(アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モンドヴァ及びロシアを含み、トルコを除く。)、アイスランド、アイルランド、大ブリテン、マルタ及びサイプラス並びにそれらの周辺の島しょ(アゾレス諸島、マディラ諸島及びカナリア諸島を含む。)
- < 中近東地域 > アラビア半島、アフガニスタン、イスラエル、イラク、イラン、クウェイト、ジョルダン、シリア、トルコ及びレバノン並びにそれらの周辺島しょ
- 〈アジア地域〉本邦を除く、アジア大陸(アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドヴァ、ロシア及び中近東地域を除く。)、インドネシア、フィリピン及びボルネオ並びにそれらの周辺の島しょ
- < 中南米地域 > メキシコ以南の北アメリカ大陸、南アメリカ大陸、西インド諸島及びイースター並びにそれらの周辺の島しょ
- < 大洋州地域 > オーストラリア大陸及びニュー・ジーランド並びにそれらの周辺の 島しょ並びにポリネシア海域、ミクロネシア海域及びメラネシア海域に ある島しょ(ハワイ諸島及びグアムを除く。)
- < アフリカ地域 > アフリカ大陸、マダガスカル、マスカレーニュ諸島及びセイシェル諸島並びにそれらの周辺の島しょ(アゾレス諸島、マディラ諸島及びカナリア諸島を除く。)
- <南極地域>南極大陸及び周辺の島しょ

【人件費】

謝金

()本事業を遂行するための専門的知識の提供、情報収集、実験補助、資料整理等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費です。謝金は、その性格上、定められた単価はありませんが、支出に当たっては、常識の範囲を超えない妥当な根拠によらなければなりません。次に示す金額を参考にし、各大学の他の経費による謝金の単価と調整の上、決定するようにしてください。

区 分	単 価		
実験補助、資料整理等 (研究室での研究補助)	概ね7,500円/日(1日:8時間)		
情報収集(実地調査、文献調査、検 索等)	概ね7,500円/日		
翻訳・校閲(本業等でない者)	翻訳: 概ね4,800円/日本語400字校閲: 概ね2,600円/外国語300字		

- ()事業者及び各大学の事務職員に対して、本補助金から謝金を支出することはできませんので、注意してください。
- ()謝金の支払いに際しては受領書を徴収してください。研究室等に一定期間出勤 して資料整理等を行う場合には、別添5「出勤表」も作成するようにしてくださ い。なお、受領書の徴収が困難な場合には、支出の必要性が記載された受領書の 代わりになる書類を作成してください。
- ()事業の遂行上、外国にいる者に対して謝金を支出する場合には、当該国における通常の価格を十分踏まえて、過度の支払いとならないように注意してください。

研究支援者等の雇用等

本事業の遂行に必要となる研究員、教員、研究や教育を支援する者等(事業者以

外の研究者、技術者、大学院博士後期課程に在籍する学生、ポスドク等。外国人を含む。)を雇用等する場合は、以下の方法により行ってください。(事業者個人が、直接研究支援者等を雇用することはできません。)

また、翌年度の継続が予定されている事業については、翌年度は、研究支援者等を4月1日より雇用して差し支えありませんが、事業の実施状況等を踏まえて、額の変更や事業の打ち切りがあり得ますので注意してください。なお、本補助金は年度ごとに額の確定がなされますので、ある年度における研究支援者の雇用を、他の年度の補助金から支出することはできません。

本事業に係る研究支援者等については、「COE研究員」、「COE技術者」等、 その職務内容に相応しい名称を付与することが望まれます。

()研究支援者等を大学が雇用し、そのために必要となる経費(給与、退職金、 ボーナス、その他各種手当、社会保険料事業主負担金等)を、事業者が当該 大学に対し支払う方法

事業者からの申請により、各大学における研究支援者等の雇用に係る学内規程等に基づき、大学で研究支援者等を雇用することができます。研究支援者等の雇用について、雇用に係る学内規程等を定め、それに基づいて運用するようにしてください。なお、既存の学内規程等を準用しても差し支えありません。

学生を雇用する場合については、大学院博士後期課程に在籍する者が、研究や教育を支援する者として雇用される場合に限ってください。 特別研究員(日本学術振興会)その他のフェローシップ等類似の助成を受けている者に対して重複して支給しないようにしてください

本事業が終了、廃止又は中止した場合は、その事実が発生した日以降の雇用に係る経費を本補助金から支払うことはできません。

具体的な単価等の決定に当たっては、内容、時間、背景等を踏まえ、常識の範囲を超えない妥当な根拠によらなければなりません。

国立大学においては、当該経費を、(目)産学連携等研究収入で受け入れ、(目)産学連携等研究費から支出してください。また、公私立大学においては、各大学における適切な受入れ、支出を行うようにしてください。

│)事業者が労働派遣業者と契約し、研究支援者等の受入者となる方法

事業者は、大学の事務局とも十分に相談し、当該大学において派遣労働者を受け入れる場合に準じて取り扱うようにしてください。

事業者は、受入者としての責任を負うこととなりますので、事前に制度を十分理解し、適切に対処するようにしてください。

当該研究支援者等は本事業遂行業務にのみ従事しなければならないこと、本事業が終了、廃止又は中止した場合は、その事実が発生した日以降の経費を本補助金から支払うことができないこと等に注意してください。

【事業推進費】

本事業を遂行するために必要な消耗品費、借料・損料、土地(建物)借料、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、雑役務費(送金手数料、収入印紙代、知的財産権の出願・登録経費、試作品費等)、会議費、委託費、招へい外国人滞在費についても使用することができます。それぞれにおける留意点等は以下のとおりとなります。

(消耗品費)事務用の消耗器材、薬品類、飼育動物の飼料その他の消耗品の代価及び備品に付随する部品等の代価。なお、1品又は1組の購入価格が5万円未満の設備備品は、消耗品費として取り扱って差し支えありません。

(土地(建物)借料)土地や建物に係る借料。学内の土地や建物に係る借料については、 原則として使用することはできません。また、敷金(補償金)や礼金 についても使用することはできません。

- (雑役務費)送金手数料、収入印紙代、知的財産権の出願・登録経費、試作品費、器具機械等の修繕費、各種保守費、翻訳(謝金による翻訳を除く。) 鑑定、設計、加工に必要な経費等。
- (会議費)本事業を遂行するために必要な会議開催に係る、会場借料等に必要な経費。 なお、本事業として行われる国際会議・国際シンポジウムに不可欠なものとして開催されるレセプション等に必要な経費にも使用することができます。
- (委託費)本事業を遂行するために必要であり、かつ、本事業の本質(事業計画の対象となる専攻等が世界的な研究教育拠点を形成すること)をなさない定型的な業務を他に委託して行わせることは可能ですが、原則として、各年度に申請する

補助金額の50%を超えないようにしてください。やむを得ず超えてしまうような場合は、「経費使途理由書」(提出要領「別紙様式(五)」参照)を提出してください。

(招へい外国人滞在費)

招へい外国人の滞在費については、原則として、以下の《表3》の額を上限とするようにしてください。(科学研究費補助金等と同様。)

《表3》招へい外国人滞在費(単位:円)

滞在日数 3 1 日までに係る 1日当たり単価	滞在日数32日から61日までに係る1日当たり単価	滞在日数62日以上に係る 1日当たり単価	
18,000	16,200	14,400	

【その他】

上記のような、人件費、消耗品費等の区分ではなく、事業を遂行するために必要なその他の経費としては、例えば以下のようなものが挙げられます。

若手研究者の自発的研究活動に必要な経費

優秀な若手研究者を確保し、かつ、優れた若手研究者が自由な発想で研究活動を 行うことが本事業を遂行するために必要である場合、博士後期課程に在学している 学生、博士課程修了者が自発的に研究活動をするために必要な経費として使用する ことができます。

このように、優秀な若手研究者が自発的に研究活動を行うために必要な経費として使用する場合には、本事業の趣旨から、以下のような内容を盛り込んだ選考手続、受給資格、受給条件、支給金額等の内容を含む学内規程等を定め、それに基づいて運用するようにしてください。

〔選考手続〕・具体的な研究活動計画を審査の対象とすること

- ・学内の選定委員会で選定し、学長が最終決定すること
- ・選定人数(上限)を明確にすること
- 〔受給資格〕・拠点を形成する専攻等で研究を行う大学院博士後期課程在学学生又 は博士課程修了者であること
 - ・世界的な研究拠点を形成するために必要かつ優秀な者であること
 - ・他から類似の経費の助成を受けていないこと

〔受給条件〕・本事業に必要な研究活動を行うこと

- ・単年度契約であること
- ・研究活動結果報告書を提出すること
- ・領収書など経費の用途、金額を証明できる書類等を提出すること

〔支給金額〕・150万円/年を上限とすること

【全体】

また、経費の使用に際しては、以下のような点にも注意してください。

経費の混同使用

本補助事業に要した費用については他の経理と明確に区分し、また、本補助金により取得し又は効用の増加した財産は補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならないため、それらが困難となるような形で、本補助金を本補助金以外の経費(各大学の経常的経費、他の補助金等)と混同させて物品を購入すること等はできません。

物品(設備備品及び消耗品)の購入(設備備品の製造についても同様)

本補助金は、適正化法等が適用されるため、以下のような取扱いが必要となります。(本取扱いは、科学研究費補助金等と同様のものとなります。)

)証拠書類の作成、徴収

- (ア)契約金額が150万円を超える場合には、見積書、納品書、請求書及び領収書を徴収し、別添6、別添7を参考にして「契約書」及び「検査調書」を作成してください。ただし、契約金額が200万円以下の場合には、検査調書の作成を省略することができます。
- (1)契約金額が150万円を超えない場合には、原則として見積書、納品書、請求 書及び領収書を徴収しますが、見積書、納品書、請求書を徴収することが困難 な場合にはこれらの書類を省略できます。ただし、これらの書類を省略する場

合には、領収書等で当該購入した物品が明確に特定できることが必要です。

また、契約金額が150万円を超えない場合については、契約書の作成を省略 することができますが、契約の相手方に継続的、反復的給付を求める契約につ いては、契約の作成に代え「請書」(契約書に代わる簡単なもの。別添8参照。) を徴収してください。

()契約の方法

契約の方法は、一般競争契約(契約に関する公示をし、不特定多数の者に競争 をさせ、最も有利な条件を提示した者との間で締結する契約方式)によることが 望ましいですが、契約の目的、性質、緊急性から、これによることが困難と認め られる場合は、指名競争契約(入札者を指名して特定多数の者に競争させ、最も 有利な条件を提示した者との間で締結する契約方式)又は随意契約(任意に特定 の者を選んで締結する契約方式)によっても差し支えありません。なお、随意契 約による場合は、できる限り2以上の者から見積書を徴収するようにしてくださ い。(契約金額150万円以下の場合は、契約書の作成を省略することができま す。)

)契約書の作成(契約金額が150万円以下の場合は省略できます。)

(ア)契約書の内容

契約書には、契約の目的、供給すべき物品の表示及び契約金額、契約の履行 期限、契約履行の場所等、契約の履行に必要な事項を記載してください。

(イ)契約名義者

契約名義者は、補助事業者としますが、学内規程等により規定されている場 合は、事務局の責任者でも構いません。

)検査調書の作成(契約金額が200万円以下の場合には省略できます。) 事業者は、物品納入後速やかに、当該物品が契約書の内容に合致するかどうか について検査し、検査の結果を記載した検査調書を作成してください。

外国からの物品等購入

外国から直接物品を購入する場合は、国内における物品等の購入と同様の手続を 行うとともに、支払いに当たっては、請求書に基づき外国送金を行ってください。 また、外国の現地で物品等を購入する場合は、事前に大学の事務局と十分に相談 の上、外国での経費使用に係る証拠書類を必ず徴収するようにしてください。

拠点を形成する場所以外(海外等)での経費の使用(物品等の使用) 海外で共同研究を実施する場合、海外に情報拠点を確保する場合等、当該大学の 敷地(又はその周辺)以外の場所で必要な事業を行う場合は、それが補助目的(世 界的な研究教育拠点の形成)の達成のために必要であること、購入した物品等につ いて適切な管理が行えること、補助事業の終了後も善良な管理者の注意を持って管 理し補助目的に従って効率的に運用できることの旨を、「学外経費使用理由書」(提 出要領「別紙様式(六)」参照)を交付申請時に提出してください。なお、外国で の経費の使用の証拠書類は必ず徴収し、帳簿等と共に保存してください。

使用できない主な経費

各項目等で述べたものの他、本補助金で使用できない主な経費として、以下のよ うなものが挙げられます。

)建物等施設の建設、不動産取得に関する経費

ただし、本事業の補助金で購入した設備・備品を導入することにより必要とな る軽微な据付費等については使用できます。(5(4)【設備備品費】参照) なお、移設や取り壊しが容易なプレハブ等の仮設の建物については、レンタル 等をすることが望まれます。レンタル等ではなく設備備品として購入した場合、 取り壊し等の処分を行う場合は、処分制限期間中(7年間)は、文部科学大臣 の承認が必要となります。

-)事業者及び大学の事務職員の人件費
-)本事業の遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費
-)日本学術振興会特別研究員-DC のような、学生に対する研究奨励金
-)その他本事業の遂行に関係のない経費(例えば、酒・煙草等)